

尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託
事業者選定審査基準

1 基本事項

尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務を委託する事業者を公募し、選定委員会により選考し決定する。

2 審査評価方法

提出される企画提案書等による一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）において、審査基準に基づき受託候補者を決定する。

3 審査項目

別紙1・2「尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画プロポーザル評点票」のとおり。

4 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

(1) 一次審査（書類審査）は、別紙1「尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画プロポーザル評点票（一次審査用）」のとおり。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）は、別紙2「尾道市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画プロポーザル評点票（一次審査用）」のとおり。